

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名		神奈川県砂防指定地の管理に関する条例			
条 例 番 号		平成15年神奈川県条例第8号	法規集	第11編第6章	
所 管 室 課		県土整備局 河川下水道部 砂防課			
条 例 の 概 要		砂防法及び砂防法施行規程に基づく砂防指定地の管理、砂防設備占用料の徴収その他必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、砂防法及び砂防法施行規程の規定に基づき、砂防指定地の管理等を定めたものであり、災害を防止するため、砂防指定地での一定の行為を禁止、制限等する必要があることから、本条例は必要である。			【砂防指定地】 390 溪流、714 箇所 （令和6年3月末現在）
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例は、災害を防止するため、砂防指定地において砂防設備を損壊し、又は損壊するおそれのある行為を禁止するとともに、砂防指定地内における行為制限等を規定し、罰則規定などにより、義務の履行を確保するための手段は適切に保たれており、有効である。			【行為許可件数】 令和5年度：156件 令和4年度：132件 令和3年度：144件 令和2年度：139件 令和元年度：138件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例の規制内容は、砂防設備の保護及び砂防指定地の保全のため、必要最小限のものである。また、行為許可等の事務は、制限行為を行う区域を所管する土木事務所長及び治水事務所長に委任し、効率的に運用している。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例は、「新かながわグランドデザイン実施計画」の主要施策「土砂災害防止施設などの整備」の内容に即したものであり、砂防指定地の管理、砂防設備占用料の徴収その他必要な事項を定めることは、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	砂防法及び砂防法施行規程の規定に基づき必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない。			
	その他				
見 直 し 結 果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。		
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。			
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。			
	4	改正及び運用の改善等を検討する。			
	5	廃止を検討する。			